

令和 8 年度 指導監査について

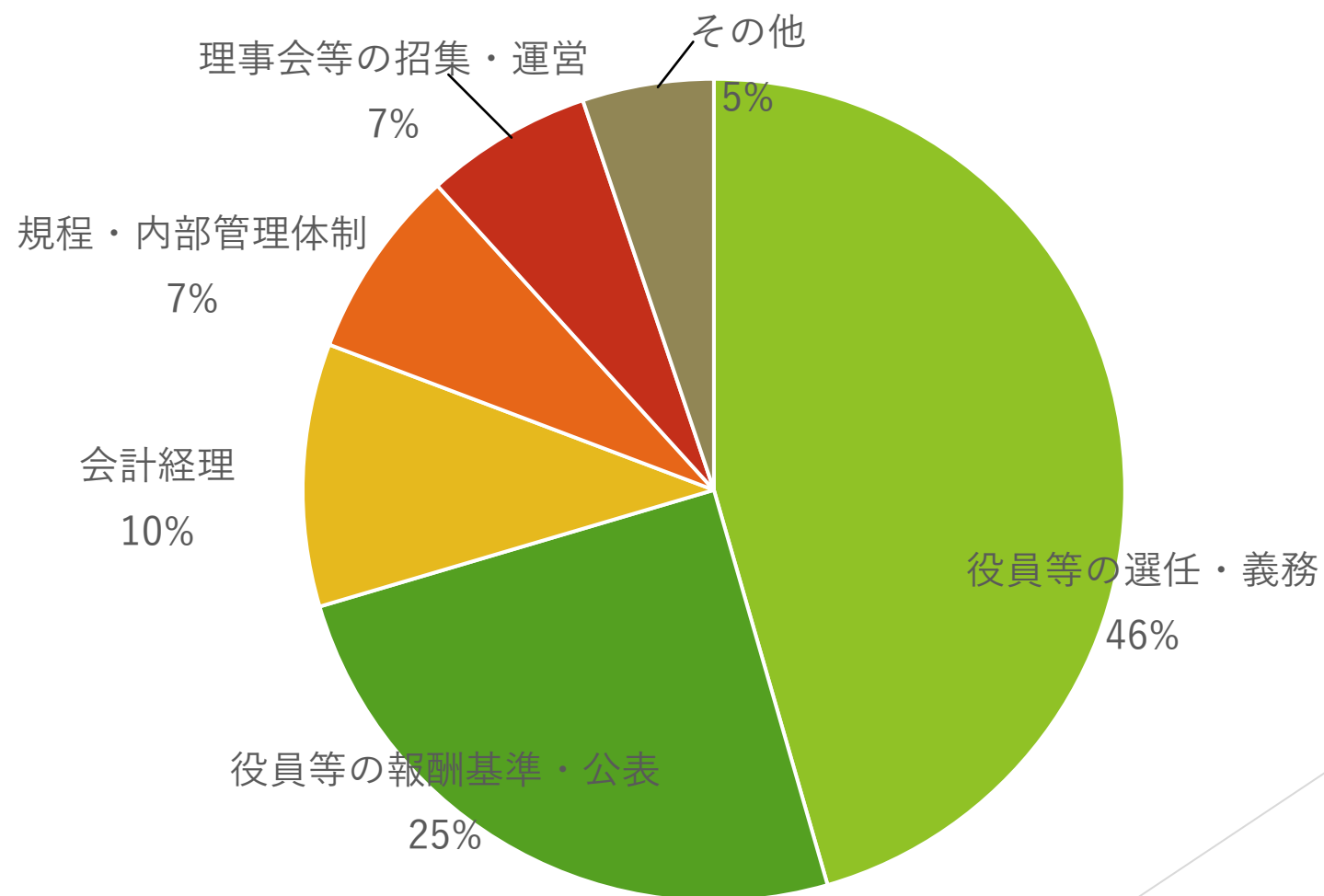
（社会福祉法人・社会福祉
連携推進法人）

熊本市 指導監査課

目次

1. 令和 7 年度の指摘・助言事項
 - ① 指摘・助言事項件数割合
 - ② 指摘・助言事項まとめ
2. 指摘・助言事項についての解説
3. 令和 8 年度の指導監査重点事項について
4. 入札及び随意契約に係る基準改正について

1. 令和7年度の指摘・助言事項（①－指摘件数割合）



1. 令和7年度の指摘・助言事項 (②－まとめ)

項目	主な内容	指摘区分
役員等の選任・義務	・役員等が理事会や評議員会を欠席 ・評議員選任解任委員会に理事が含まれている ・最新の履歴書を徴取していない	口頭 口頭 助言
理事会の招集・運営	・評議員会の開催内容について理事会で未承認 ・理事会と評議員会の開催時期が近すぎる	口頭 助言
規程・内部管理体制	・定款と登記簿の不一致 ・理事長の専決事項を定めていない ・慶弔規程の不備	助言 助言 助言
役員等報酬基準・公表	・現況報告書での理事報酬の総額に施設職員給与が含まれていない	口頭

2. 指摘・助言事項についての解説

◆理事会・評議員会の開催の流れについて

- a. 決算理事会と定時評議員会の開催間隔は中 1 4 日以上
- b. 上記以外の理事会と評議員会の開催間隔は中 7 日以上

◆みなし決議等について

開催の流れについて (決算理事会 → 定時評議員会)

① 決算理事会の招集通知発送

↓ (中 7 日以上)

② 決算理事会の開催

↓

③ 定時評議員会の招集通知発送

↓ (中 7 日以上)

④ 定時評議員会の開催

定時評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（法第45条の32第1項）との関連から、開催日は理事会と2週間（中 1 4 日間）以上の間隔を確保する。

（社会福祉法第 4 5 条の 3 2 第 1 項）

社会福祉法人は、計算書類等を、定時評議員会の日の 2 週間前の日から 5 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

開催の流れについて (その他理事会 → その他評議員会)

- ① 理事会の招集通知発送
↓ (中 7 日以上)
- ② 理事会の開催
↓
- ③ 評議員会の招集通知発送
↓ (中 7 日以上)
- ④ 評議員会の開催

中 1 4 日や中 7 日を考える場合は
曜日に注目

例) 6 月 1 日 (**日**) 決算理事会
6 月 1 5 日 (**日**) 定時評議員会

曜日が同じなら中 1 4 日**空いていない**

みなし決議等について

評議員会や理事会を開催するまでの過程の中には、
手続を省略できる、又は行なったとみなせる場合がある。

手続きの省略・みなせる場合の条件

種類	評議員会	理事会
ア.招集手続	評議員全員の同意	理事・監事全員の同意
イ.決議	議決に加わることのできる 評議員全員の同意	・定款に定めてあれば ・議決に加わることのできる 理事全員の同意（監事全 員からの異議もなし）
ウ.報告	評議員全員の同意	左記と同様、理事、監事全 員の同意 ※ただし、出来ない場合有

ア. 招集手続

- ・【前条の規定にかかわらず、】 評議員会は評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。（法第45条の9 第10項で準用する一般法人法第183条）
 - ・【前項の規定にかかわらず、】 理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第94条第2項）
- ✓ 全員の同意があれば、招集通知を省略できる。
 - ✓ 同意の方法については、法令に記載はないが、同意書の取得や議事録に全員の同意があった旨を記載するなど、客観的に同意が確認できる方法をとることが望ましい。

イ-1. 決議（評議員会）

理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第1項）

- ✓ 全員の同意があれば、決議があったとみなすことができる。
- ✓ 1人でも同意が無ければ（意思表示が無い場合も含む）、その提案は可決の決議があったとみなさない。
- ✓ 同意の方法は、書面又は電磁的記録と明記してある。

イ-2. 決議（理事会）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議あったとみなす旨を**定款に定めることができる**。（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条）

- ✓ 全員の同意があれば、決議があったとみなすことができる。
- ✓ 定款に定めることができる  定款に定めてないと **ダメ**
- ✓ 1人でも同意が無ければ（意思表示が無い場合も含む）、決議があったとみなさない。
- ✓ 同意の方法は、書面又は電磁的記録と明記してある。

ウ-1. 報告（評議員会）

理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の報告があったとみなす。（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第195条）

- ✓ 全員の同意があれば、報告があったとみなすことができる。
- ✓ 1人でも同意が無ければ（意思表示が無い場合も含む）、報告があったとみなさない。
- ✓ 同意の方法は、書面又は電磁的記録と明記してある。

ウ-2. 報告（理事会）

- ・ 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会の報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（法第45条の14第9項で準用する一般法人法第98条第1項）

- ・ 前項の規定は、※第91条第2項の規定による報告については、適用しない。
（一般法人法第98条第2項）

※理事長及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- ✓ 全員に通知していれば、不要となる報告と、理事会を開催して必ず報告しなければならない報告がある。

3. 令和8年度の指導監査重点事項について

▶ 重点事項

- ① 役員及び評議員の選任並びに解任に関する事項
- ② 理事会及び評議員会の開催に関する事項
- ③ 役員報酬等の支給基準等の公表に関する事項
- ④ 基本財産、運用財産等の区分及び管理に関する事項

4. 入札及び随意契約に係る基準改正について

- ▶ 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」は令和8年3月に改正され、令和8年4月1日から施行
- ▶ 改正により、入札・複数見積りが必要となる金額基準が見直し
- ▶ 本年度の指導監査（令和7年度決算）
改定前の基準で確認
- ▶ 令和8年4月1日以降に締結する契約
改正後の基準が対象
※新基準の運用には、法人が定める経理規程の改正が前提
- ▶ 経理規程を改正していない場合
従来の基準での運用を継続して差し支えなし

お願い

監査資料と自己点検表は、
今年度の様式を使用してください。

ご視聴ありがとうございました。

本動画に関する質問は、指導監査課までお問い合わせください。